



第2章 立地適正化計画のまちづくり方針

第2章では、現況と課題、上位関連計画を踏まえ、立地適正化計画の3つのまちづくり方針を示します。



妻沼小学校6年「音楽の木の下で・・・」



石原小学校3年「文化の町・熊谷！」

1 都市計画マスタープランのまちづくりの目標との対応

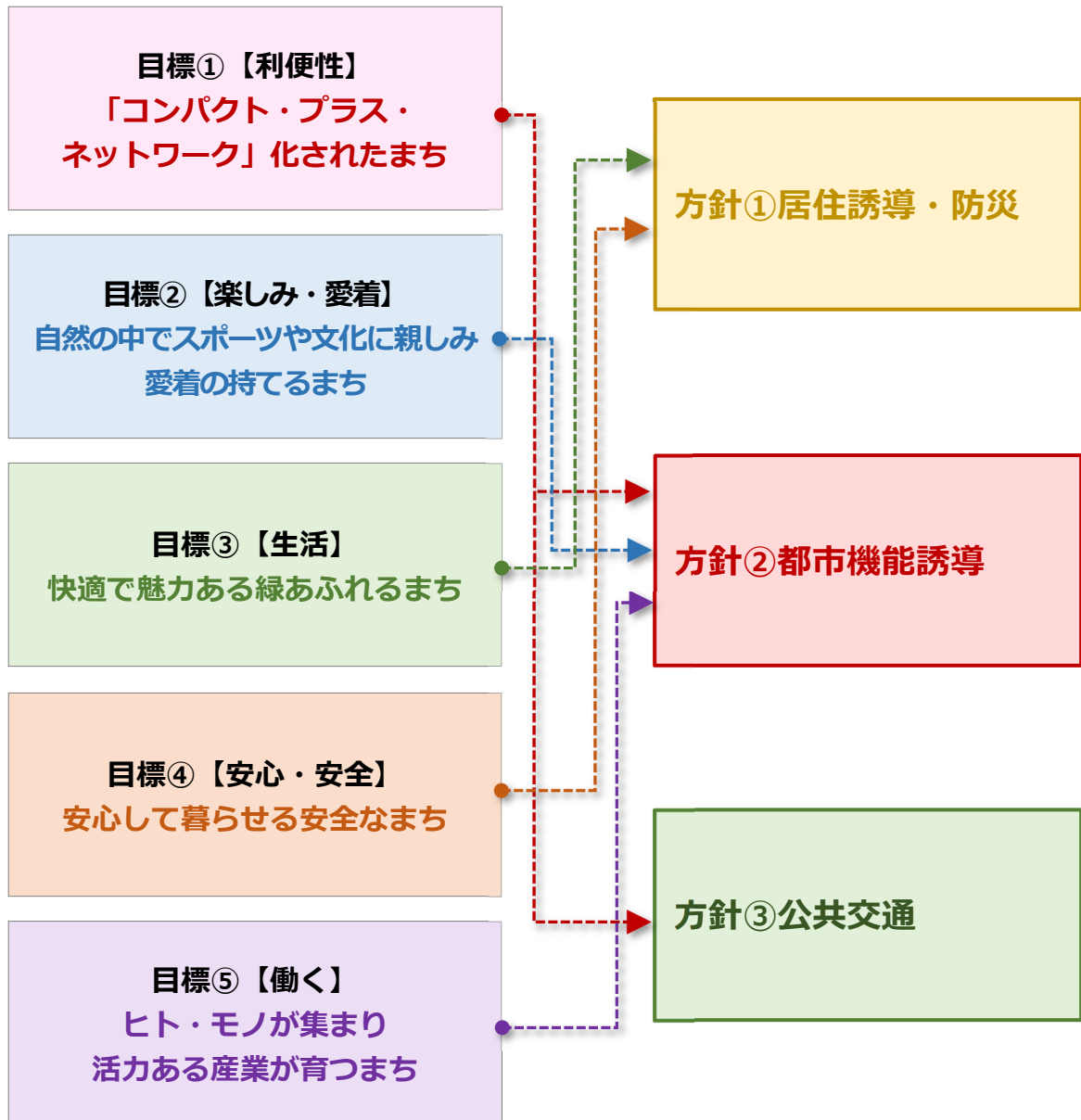
本計画は、都市計画マスタープランなどの上位関連計画と整合を図りながら、商業・医療・福祉などの都市機能や居住を誘導する区域を設定し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化していく計画です。

そのため、前章で整理した都市構造上の課題を踏まえつつ、都市計画マスタープランのまちづくりの目標に即した方針を設定する必要があります。

両計画の対応関係を以下のように整理しました。

《都市計画マスタープランのまちづくりの目標》

《立地適正化計画のまちづくり方針》



2 立地適正化計画のまちづくり方針

前章で整理した都市構造上の課題及び都市計画マスタープランのまちづくりの目標を踏まえ、立地適正化計画のまちづくり方針を以下のとおり設定しました。

＜居住誘導・防災の方針＞

**既存の都市基盤や生活利便性の高さを生かし、
誰もが安全で快適に暮らせる住環境づくり**

- ・良好な都市基盤や生活利便性の高さを生かして、人口密度の維持や新たな居住の誘導を図ります。
- ・災害リスクが低いエリアへ居住を誘導することにより、誰もが安全に暮らせる住環境づくりを図ります。なお、誘導に当たっては、リスクに応じたハード・ソフト対策をあわせて進めていきます。

▶「第4章 居住誘導区域」で検討

＜都市機能誘導の方針＞

**地域の特性に応じた都市機能の維持・充実による
魅力やにぎわいのある拠点づくり**

- ・市の中心的な役割を担う都市拠点では、広域からの利用が想定される高次都市機能をはじめとした都市機能施設の維持・充実を図るとともに、官民連携での公共施設の集約化・再配置等による新たな交流の場を創出することにより、都市の魅力やにぎわいの向上を図ります。
- ・地域の中心的な役割を担う拠点では、住み慣れた地域で暮らし続けられる住環境を形成するため、商業機能・医療機能・高齢者福祉機能など、日常の暮らしを支える都市機能施設の維持・充実を図ります。

▶「第5章 都市機能誘導区域・誘導施設」で検討

＜公共交通の方針＞

**多様な移動手段による生活が可能な
公共交通ネットワークの維持・充実**

- ・基幹的公共交通の鉄道駅やバス停の周辺に都市機能施設や居住を誘導するとともに、自動車に過度に依存しない生活が可能な公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

▶「第7章 誘導施策」で検討